

議案第40号

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
制定について

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

令和5年8月7日の人事院勧告において在宅勤務等手当の新設が勧告された
ことに鑑み、本市の一般職員と同様に、会計年度任用職員を含め企業職員につ
いてもこれに準じた改正を行うとともに、地方自治法の一部改正に伴い会計年
度任用職員に対する勤勉手当が新設されたため、本案を提案するものである。

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。